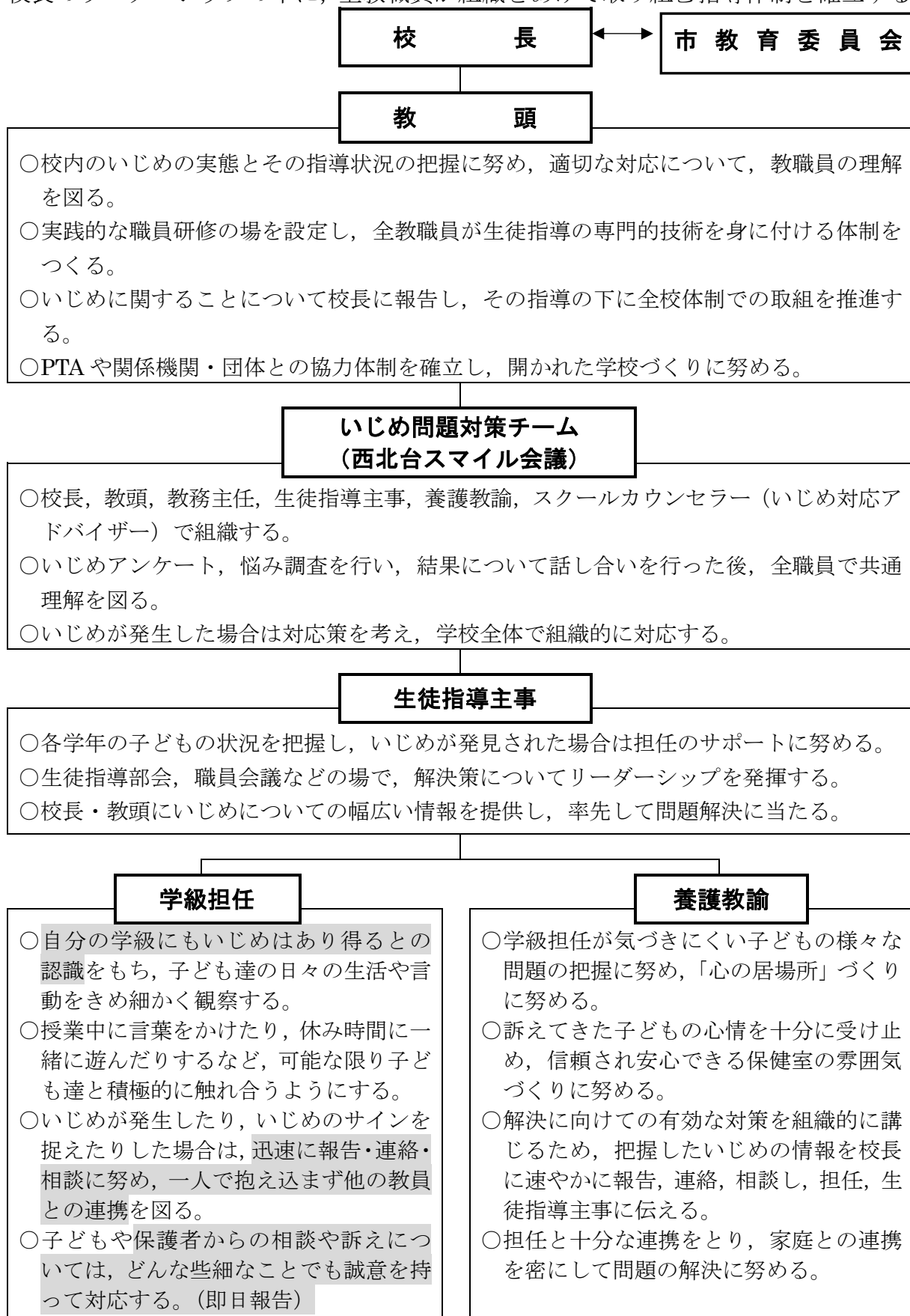


目 次

1	いじめに対する指導体制……………	2
2	いじめ予防に対する基本的な考え方……	3
3	いじめ未然防止のための年間計画……………	5
4	いじめ発見のチェックポイント……………	6
5	いじめの対応 ……………	8
	（1）いじめられている子どもへの対応	
	（2）いじめている子どもへの対応	
	（3）まわりの子ども達への対応	
	（4）いじめられている子どもの保護者への対応	
	（5）いじめている子どもの保護者への対応	
6	重大事態への対処 ……………	1 0
	（1）重大事態の発生と報告	
	（2）重大事態の調査	
	（3）調査結果の提供及び報告	

1 いじめに対する指導体制

校長のリーダーシップの下に、全教職員が組織をあげて取り組む指導体制を確立する。



2 いじめ予防に対する基本的な考え方

1 いじめの定義

児童生徒に対して、この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（文部科学省 平成 25 年 10 月 11 日 平成 29 年 3 月 14 日 改）

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。すべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るい楽しい学校生活」を送ることができるように、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。平時からの基本姿勢として以下の 5 点を確認する。

- (1) いじめは、「どの学校・学級でも、どの児童にも起こりうる」ものであることを、全職員が十分に認識する。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- (3) 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- (4) いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気付かないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有する。

3 いじめの未然防止のための取組

いじめを防止するためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の点に重点的に取り組む。

- (1) 授業づくり
 - ・分かる授業づくり
 - ・安心して聞き、話せし合える関係づくり
 - ・学習規律の徹底
- (2) 集団づくり
 - ・学級集団づくり（構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング）
 - ・体験活動（授業、学校行事、クラブ、委員会活動）
 - ・縦割り班活動（異学年交流）
- (3) 道徳教育、人権学習の推進
 - ・一人一人の違いや良さを認め合える学級づくり
 - ・人権集会
- (4) 情報の共有
 - ・いじめ問題対策チームによる「スマイル会議」を開き、児童の情報の共有や、問題に対する対策を協議する。また、日常的に職員で情報交換を行う。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ・インターネットの使用状況の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- (6) 特に配慮が必要な児童の理解
 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・片親の家庭

3 いじめ未然防止のための年間計画

令和5年度

月	指導計画	評価	職員研修	評価	評価計画	評価
4	学習規律の指導（各学級） 縦割班発足 授業参観		いじめ防止基本方針の確認 児童理解の会		心のアンケート	
5	縦割班あいさつ運動 遠足		児童理解の会 いじめ対応アドバイザー		心のアンケート	
6	縦割班あいさつ運動 授業参観・親子学級 バス遠足（社会見学）		スマイル会議※1 特別支援教育研修会 児童理解の会		Q-U 調査 個人面談 悩み調査	
7	縦割班あいさつ運動		Q-U 調査研修会 児童理解の会 いじめに関する校内研修会 招聘（職員研修）		心のアンケート 通信機器調査 （保護者記入）	
8	平和を考える集会 縦割班水泳大会		児童理解の会 特別支援教育研修会			
9	縦割班あいさつ運動 授業参観・親子学級 運動会		児童理解の会		心のアンケート 個人面談	
10	縦割班あいさつ運動 教育相談 マラソン大会		児童理解の会		心のアンケート Q-U 調査	
11	縦割班あいさつ運動		特別支援教育研修会 児童理解の会 いじめ対応アドバイザー 招聘（児童観察・体制指導）		悩み調査 （保護者と連携）	
12	縦割班あいさつ運動 人権集会		児童理解の会		心のアンケート 個人面談	
1	縦割班あいさつ運動 縦割班なわとび大会		児童理解の会		心のアンケート	
2	縦割班あいさつ運動 授業参観 感謝の会 6年生を送る会		児童理解の会		悩み調査 通信機器調査 （保護者記入）	
3	縦割班あいさつ運動		児童理解の会		心のアンケート 個人面談	

※1 いじめ問題対策チームのこと。必要に応じて、個別事案の相談などを行う。

4 いじめ早期発見のチェックポイント

【学校で】

○ いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子ども達は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早急に対応することが大切です。

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発 見 す る機会	観 察 の 視 点 （特に変化が見られる点）	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちになる	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業の 開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいあだ名で呼ばれる	○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる ※不真面目な態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時 間	○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○プロレスごっこで負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時 間	○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べる時、席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる	○嫌いなメニューの時に多く盛られる ※好きな物を級友に譲る
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○椅子や机がぼつんと残る	※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する ○下校時、集団と離れる。	○用事がないのに学校に残っている日がある ※他の子の荷物を持って帰る

＜注意しなければならない児童の様子＞

様子等	観 察 の 視 点 （特に変化が見られる点）	
動作や表情	○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊び等が多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする	○視線を合わさない ○教師と話するとき不安な表情をする ○委員を辞める等やる気を失う ※言葉づかいが荒れた感じになる
持ち物や服装	○教科書等にいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される	○刃物等、危険な物を所持する
その他	○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○教材費、写真代等の提出が遅れる ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる	○飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

【家庭で】

○ いじめられている子どもの出すサイン

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要があります。

観 察 の 視 点 （特に変化が見られる点）
○ 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている ○ 風呂に入りたがらなくなる（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため） ○ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている ○ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている ○ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする ○ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く ○ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる ○ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる ○ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする ○ 言葉づかいが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする ○ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする ○ ナイフ（刃物）等を隠し持つことがある ○ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る ○ 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする ○ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする ○ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねて来る ○ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来たり、友人からの電話で急な外出が増えたりする ○ 「どうせ自分はだめだ」等の自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ ○ 投げやりで集中力がわかなくなったり、ささいなことでも決断できなくなったりする ○ テレビゲーム等に熱中し、現実から逃避しようとする

5 いじめの対応

- ☆ チェックポイントで日々自分のクラスだけでなく、全職員で全児童を見る
- ☆ 発見したらすぐに連絡し合う
- ☆ 月に1回いじめアンケートを、学期に1回悩み調査を実施して、個人面談を行う

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切です。

(1) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた子どもに謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじめている子どもへの対応

- ① まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出てこないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

- ⑦ 十分な指導にも関わらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) まわりの子ども達への対応

- ① 見逃している行為が、いじめていることと同じだということを学級指導を通して指導していく。
- ② 常に、全員に対して生徒指導の三機能を生かした指導をしていく。

(4) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席を認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(5) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

① 重大事態の意味

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

※児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに市教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、市教育委員会の指導の下、調査する。

いつから、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、市教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、市教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて市教育委員会に送付する。